

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 山末	
日 時	平成29年6月20日(火曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 0 時 40 分
出席委員	◎小川 ○富谷 酒井 平本 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者出席者	【環境市民部】 塩尻部長、吉田市民窓口・保険医療担当部長 [環境政策課] 西田課長、山内施設整備・保全担当課長 [環境クリーン推進課] 増田課長、大西副課長、太田若宮管理係長 [市民課] 高橋課長、増田副課長 [保険医療課] 荻野課長、山内副課長 【健康福祉部】 栗林部長、辻村子育て支援担当部長 [地域福祉課] 佐々木課長 [こども未来課] 森岡課長、服部こども支援係長 [保育課] 阿久根課長、大倉副課長兼保育幼稚園係長事務取扱		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 1名	議員3名(三上、山本、竹田)

会 議 の 概 要

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 環境市民部

<環境市民部長>

審議の前に、本定例会に提案している環境にやさしいまちづくり推進経費の補正内容である地域新電力会社設立に向けての内容及び亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について、当常任委員会での審議を経ずに審議に関する情報が発信され、小川委員長、富谷副委員長をはじめ委員の皆様方に審議への影響等大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後は審議への影響等を十分に配慮して参る所存である。

(1) 第1号議案 平成29年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分

<環境市民部長>

(概要説明)

<各課長>

(資料に基づき説明)

～ 10 : 11

[質疑]

<馬場委員>

地域新電力会社について、先進地への調査ということだが、具体的にはどこか。

<環境政策課長>

泉佐野市と鳥取市を検討しているところである。

<馬場委員>

2カ所を選定した動機は。

<環境政策課長>

泉佐野市は設立当初の目的が公共施設での電気代の削減ということであり本市と共通している。鳥取市は昨年12月から一般家庭への電力供給を開始している。様々な分野を勉強したいということで、この2市に行きたいと考えている。

<齊藤委員>

容器包装プラスチックリサイクルについて、特別な業種だが中間処理業者はどれだけの業者から選ばれるのか。

<環境クリーン推進課長>

現在のところ2業者である。

<酒井委員>

新電力会社について、先に委員会に断ってからでなければならないとは思わないが、これからの調査でどのような検討をされるかが重要なので、検討内容を共有できればと思う。すでに少し検討されているようだが、検討内容はウェブなどで情報収集されたものか。

<環境政策課長>

インターネットなどさまざまな分野で検討している。先進地に視察に行き、技術支援の選定方法や協力体制などを勉強したい。

<酒井委員>

現在は調査費用だが、実施するとなればまた補正予算が上がってくると思う。それまでに当委員会に内容を説明していただく考えはあるか。

<環境政策課長>

年度内に会社を設立したいと考えている。遅くとも12月定例会には報告しなければならないと思うので、それまでに情報発信をしたい。

<齊藤委員>

共同出資会社ということだが出資比率は考えているのか。

<環境政策課長>

出資者を選定する中で検討していきたい。

<齊藤委員>

民間会社との協力について、専門分野の知識が必要だと思うが、そういった部分も視野に入れているのか。

<環境政策課長>

ノウハウを持った会社が出資者になっていただくように考えている。

<馬場委員>

亀岡市が出資比率をコントロールできるように考えているのか。

<環境政策課長>

比率は決まっていないがコントロールできる体制をとっていきたい。

(2) 第4号議案 亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

(資料に基づき説明)

～ 10 : 21

[質疑]

<馬場委員>

第2回目の審議会の出席状況、審議内容は。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

出席状況は20名中11名であった。2名の委任状をいただく中で会議が成立し、審議を開始した。審議内容については、第1回目の審議会で過去の経過を委員で共有すべきとの意見があったため、それを踏まえて篠町長尾山から余部町丸山へ変わってきた経過などの情報共有を図った。

<馬場委員>

それぞれきちんとした欠席理由はあったのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

欠席理由の確認はしていない。体調が優れないという話や公務での出張があったという話を個別には聞いているが、その他については確認できていない。次回からは出席の確認をしながら会議を進めていきたい。

<馬場委員>

審議会は執行部と一体のものである。委員の方々の自覚を促すためにどのような措置をとられるのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

第1回目の会議の際に審議会条例の位置付けについて周知させていただいている。地方自治法の規定にもあるように大変重要なものである。第3回目では再度委員に説明し、周知していきたい。

<馬場委員>

財産区の関係の方が多いが、財産区も亀岡市と一体で事業を行っていくものである。そういった面では亀岡市の指導責任があるが、その角度からの協力要請はされているか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

審議会を立ち上げるにあたっては、まず団体に委員の推薦を依頼し、その団体から推薦された委員に委嘱した。委員との連携を密にしながらやっていくというスタンスには変わりはない。

<馬場委員>

市長の発言を聞いていると近隣の市町村からも受け入れていくということだと思う。そうなれば火葬件数が増えてくるが、そのあたりの地域合意はどのようにとられるのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

地域合意はこれからである。現状では火葬件数は年間830～850件で推移しており、今後は最大1,274名まで増えていくことが予測されている。その中で近

隣市町の需要に対応するとなればキャパシティが大きくなるので、それも含めて必要な炉数などについて審議会で検討していただきたい。ただし、亀岡市の施設であるので、まずは市民の利用を確保し、その次の段階での話になると考えている。

<馬場委員>

広域化を前提とした議論ではないと理解すればよいのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

そのあたりも含めて審議会で議論していただきたい。

<齊藤委員>

西京区、向日市、長岡京市、大山崎町あたりから、亀岡に早くつくってくれないかという声を聞く。市外の場合は料金をアップすることなどを含め、広域化を検討していくことが大事だと思っている。また、財産区の方が多いと、市民から見ると利害関係者だけということになる。幅広く意見を聞くことが必要だが、多方面にわたって増やしていくのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

幅広い議論をしていきたいと思う。現在のところ20名の委員のうち13名が亀岡地区である。今までの経過をご存知の方もおられるので多角的な審議が可能であったと思うが、議論をさらに進化させるという意味で人選をしながら対応できればと思う。

<齊藤委員>

長尾山や土地開発公社の件はバブルの時の話である。当時とは違うということを委員の皆さんに認識いただかなければならない。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

都市計画決定から20年が経過しており、社会環境の変化がある。そのあたりの情報提供を十分に行いながら慎重に審議をいただけるように進めていきたい。

<平本委員>

増員について、現委員の理解を得られているのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

第2回目の審議会でも少し議論になった。確定的な同意を得たというところまでは至っていない。議決結果に基づいて委員に説明ができればと思っている。

<平本委員>

理解を得られるように説明していただけるということで認識した。

<酒井委員>

社会情勢が変わってきたということだが、それは審議会がスタートする時点でわかっていたのではないかと思う。なぜ委員数を増やすことで議論が活発になると考えているのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

3月28日に第1回審議会があり、幅広い年齢層を取り込んだ意見がいただけないかという議論や会長の意見もあった。委員増員の1つの要因と理解していただきたい。

<酒井委員>

現在の年齢層は。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

正確な年齢を確認しているわけではない。副会長が40代であり、他は50代後半から70代の委員構成と思われる。

<酒井委員>

なかなか委員が決まらずスタートできなかった。平日の昼間に若い方に来ていただくのはさらに難しいのではないかと。委員の見当はつけているのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

これからである。

<馬場委員>

余部町丸山の計画は巨大な開発計画だったが、当時と比べて葬儀社等ができているということを含め、質素で効率的なものをつくっていくのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

そのあたりも審議会での審議になると思う。都市計画決定時は40～50億円の大きな計画だった。それをそのまま踏襲することは考えていない。

<馬場委員>

都市計画決定して20年も実行できなかった。計画を取り下げるべきではないか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

都市計画決定をいただいた重みを感じながら、その場所を含めて審議いただきたい。

[理事者退室]

～10:37

[理事者入室] 健康福祉部

(3) 第1号議案 平成29年度亀岡市一般会計補正予算(第1号) 所管分

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<各課長>

(資料に基づき説明)

～10:45

<酒井委員>

B C o m e (びーかむ) は、直営でも支障なく運営できているのか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

現在は適正に運営している。当初のプロポーザルでは社会福祉士の資格要件があった。その方が団体から抜けるとプロポーザルの提案要件から外れるため継続できないという判断である。

<酒井委員>

以前説明いただいた時に、今は嘱託職員として直営で行っていくが、引き続きプロポーザルで民間にやっていただくということを考えたいという説明をされていたが、その考えは変わっていないのか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

業務に支障のない範囲で適切な団体が現れればそういったことも視野に入れて検討したい。

<馬場委員>

本市の人材の中で、社会福祉士の有資格者は何名か。

<健康福祉部長>

知る限りでは3名程度在職しているが、福祉事務所や他の部署にいる。

<馬場委員>

人材育成の考えは。

<健康福祉部長>

人材育成は必要である。社会福祉士の資格を持った職員の採用をお願いしているが、ジョブローテーションで他の部署へ出てしまう。福祉事務所に戻り、資格を生かしていただけるようにお願いしている。

<平本委員>

仕事量も相談件数も多いと聞いているが今後スタッフの充実は図るのか。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

現段階では母子健康係とタイアップする中で取り組んでいる。スタッフの充実についての考えは今のところ持っていない。

<酒井委員>

ホームページの26万円を除いてとおっしゃっていたが、ホームページはどこが管理しているのか。

<こども未来課長>

現在のホームページはNPOから引き継いだものを亀岡市が管理している状況である。

<酒井委員>

これから毎年26万円かかるということか。

<こども未来課長>

今の状況では毎年26万円かかる。

[理事者退室]

～10:51

[自由討議]

<酒井委員>

新火葬場整備検討審議会について、説明の意味がわからなかった。

<馬場委員>

第1回目の審議会で市長が何を提案、報告したのかが重要だと思う。市長はゼロベースで検討していくということをおっしゃった。最初は篠町王子西長尾で計画されたが、土砂流出防備保安林にかかっていたということで、今度は余部町丸山に移り、地元住民にとっては寝耳に水の形で計画された。しかし、そこも一部が砂防指定地に入っているなど非常に問題があり、地元の方々が裁判を起こしたということを含めてゼロベースという中身があった。簡素で潤い溢れ、遺族がしみじみできる場所の提供が必要ではないかと思っている。また、その後にセレマなどの施設ができたことが、状況が違うという中身ではないかと受け止めた。

<酒井委員>

審議会の定数を増やして本当に議論できるようになるのか。最初から地権者のような方ばかり入れていることがおかしい。使わない方や用地に関係がない方の意見を聴かなければならないのにそうしなかった最初の時点から間違っている。若い世代の方に入っていただきたいとおっしゃっていたが、本当に可能なのか。来ない方はやめてもらってもよいのではないか。

<齊藤委員>

年齢ということがわからない。市の施設なので、地権者ばかりの審議会ではなく、幅広く多方面から入っていただき、意見をいただくことはよいと思う。

<小川委員長>

馬場委員から過去の経緯について説明いただき参考になった。年齢層、地域も幅広くという意味だと感じた。

<平本委員>

年齢はどうかと思うが、市長が市民の多くの方の声を聞きたいと答弁されており、そういう意味では有効だと思う。

<酒井委員>

欠席者が多くて開催できない状況が回避されるということであればわからなくもないが、人数を増やしてということには納得できない。上下水道事業経営審議会では委員を減らしているの、どのように考えればよいのか整理ができない。

<馬場委員>

京都府下でこれだけ大量に欠席したのは、亀岡市が初めてではないか。酒井委員がおっしゃっていたように本来はやめていただくべきでないか。理由がはっきりされている方は構わないが、それであればなぜ欠席するような日に設定したのかということが問われる。現段階で行政が取れる最善の策は、市長の方針に従って一部の地域に偏らずに広げていくことである。若い年齢というのは40～60代を想定しているのではないかと思う。

<菱田委員>

都市計画審議会では事前に日程を聞き、出席者の多い日にしている。そういう手続きをやっていたのか。また、若い世代の意見が聴きたいということについて、葬儀に対しての考え方が変わってきており、樹木葬、海洋葬などの方法も出てきている。20～30代になるともう少し考え方が違うのではないかということで、そういった意見を聴く機会を持ちたいと会長がおっしゃっていたということを聞いた。そこまで説明していただけたら納得できる。出欠については事前に調整、工夫ができると思う。

<小島委員>

委員会構成は、財産区からは何名か。

<菱田委員>

市から土地改良区や自治会などに推薦の依頼があった。財産区のメンバーは7名である。

<小島委員>

25名になった経緯はわからないが、広域的な意見も必要と考える。

<酒井委員>

人数を増やし、他の地域や若い世代がどれだけ入ったのかを確認しなければならない。審議会を開いて意見を聴くということも大事だが、このような形式でうまくいかないのであれば別の意見聴取の方法を考えていかなければならないと思う。また、健康福祉部の子育て世代包括支援センターについては、皆はどう考えるか。今回はこのような補正でよいと思うが、今後委員会としてどう見守っていくのか。

<平本委員>

直営ではできなくて民間ならできるというのがわからない。適切な団体が現れればということをおっしゃったが、直営でできるのであれば直営でよいと思う。

<馬場委員>

母子保健事業は直営が基本である。自らが組織することによって亀岡市に住んでよ

かった、子育てができるまちだ、ということになるのではないか。今回の件を教訓にすべきだと思う。

<酒井委員>

もともと提案されたのが1団体だけであり、そのようなよくわからない過程でプロポーザルを行い、市民に迷惑をかけるということであればプロポーザルは当分なしでなければおかしい。プロポーザルを考えるなら、まずは地域資源を育てなければならない。委員会としては直営でやっていただきたいということをはっきり言っておいた方がよいのではないか。

<小川委員長>

直営で問題がないという答弁があったので、今後、委員会としても聴取していきたい。

<齊藤委員>

何でも市で抱えていく時代ではなくなっていくと思う。これからの時代は官民連携が必要になる。1団体しかなかったので、団体を育てていくことも大事である。

<馬場委員>

直営、民営と言うと見解の違いがあると思うので、委員長報告で取り上げるとすれば、「安易なプロポーザル方式ではなく、市が母子保健事業に責任を負えるように要望する。」というような表現になるのではという感じがする。

<酒井委員>

齊藤委員の意見に賛成だが、この件に関しては市民から見ても不透明な部分があるので、総論とは違う所で馬場委員がおっしゃっていたことを委員会の意思として伝えていかなければならないと思う。

<齊藤委員>

委員会として釘を刺さなければならない。ただ、官民連携を閉ざすのではなく、今後に生かすような指摘をすればよいと思う。

～ 11 : 17

4 討 論～採 決

[討論]

<酒井委員>

第1号議案について、本委員会所管分は賛成するが全体については反対する。

第4号議案について、審議会のあり方の検討がもう少し必要になると思う。説明にも納得がいかないが、委員間討議で少し納得できたので賛成する。

<馬場委員>

第4号議案だが、審議会としての形をなすように、きちんと出席ができるような条件を整えていくということを委員長報告で言っていただきたいということを含めて賛成である。

～ 11 : 19

[採決]

第1号議案 挙手 全員 可決

第4号議案 挙手 全員 可決

[指摘要望事項]

<馬場委員>

「安易なプロポーザル方式ではなく、市が直接母子保健事業に責任を負える体制を取っていただきたい。」でどうか。

<議事調査係長>

要するに直営で母子保健事業を行うべきだという意見でよいか。

<馬場委員>

そうである。

<酒井委員>

市が直接責任を持てるようにしていただきたいという内容でよいと思う。「安易なプロポーザル方式」は入れなくてもよいと思う。

<議事調査係長>

子育て世代包括支援センターに関しては、市が直営で行うのが望ましいという意見か。

<馬場委員>

「安易なプロポーザル方式」は入れなければ意味がわからないのではないか。プロポーザル方式は成功する場合もあるが、これに関しては失敗したので、そのことを入れなければ意味がないのではないか。

<酒井委員>

安易なプロポーザルなのかを問わなくてもこの補正は直営でするためのものなのでプロポーザルについては言わなくてもよいと思う。

<馬場委員>

プロポーザル方式が全て悪いというわけではないということがこの委員会での認識なので、この事業に特定してこれは失敗だったということは言わなければならない。酒井委員がおっしゃったようにそもそもそのやり方がおかしかったので、そのことを指摘しなければならない。

<酒井委員>

馬場委員はこの事業に関しては直営でやってほしいと考えているのであれば、安易なプロポーザル方式と書かない方がよいのではないか。

<馬場委員>

母子保健事業は全て直営ですべきというのが持論である。しかし、それは委員会の一致した考えではないので、この件に関してはきちんと言っておいた方がよいというのが私の意見である。

<齊藤委員>

直営でやるべきだとしかとれない。今後直営でしかできないという文言になってしまう。

<菱田委員>

指摘要望をやめてはどうか。

<平本委員>

プロポーザルを図るのであればこのような失敗が起こらないように慎重に取り組めということだと思う。

<齊藤委員>

事務局が言うように直営ありきにしか聞こえない。

<小川委員長>

支障のないように事業を進めてほしいという形でなければ難しいのでは。

<酒井委員>

指摘要望しなくてもよい。

<馬場委員>

意見が一致しないのであれば委員長報告でそれぞれの意見を入れた方がよいと思う。

<齊藤委員>

委員長報告でよい。

<小川委員長>

委員長報告で文言を整理させていただく。火葬場整備検討審議会条例について意見はあるか。

<平本委員>

審議会の進め方には十分配慮して進めていただきたいという内容でどうか。欠席者が増えると困る。

<酒井委員>

進め方が悪いから欠席者が増えたというわけではないと思う。日程調整は必ずされているはずであり、そのように書くと進め方が悪かったということになる。審議会のあり方について考えてほしいとは思いますが、それをわざわざ指摘要望事項に書くのはどうかと思う。進め方に配慮してという部分は表現を変えた方がよいと思う。

<馬場委員>

大多数の委員が参加できる審議会となるよう努力されたいということを委員長報告に入れればよいと思う。

<菱田委員>

それだと参加者が少なかったから増やすということになる。理事者はそれに関しては一切言っていない。「審議会の運営にあたっては丁寧な運営を行うこと」や「慎重を期すこと」といった程度でとどめればよいと思う。

<齊藤委員>

欠席者については触れずに、幅広く意見を聴くことや、よい火葬場ができるようになどの前向きな内容にしておいた方がよいのでは。

<酒井委員>

理事者の説明は幅広い地域、年齢層から意見を聴けるように増やすという内容しかないので、そこはきちんと説明どおりにしていただきたいということは言ってもよいかもしれないが、よい火葬場ができるようにとか運営を円滑にということはわざわざ書かなくてもよいと思う。

<小川委員長>

委員長報告に入れるのであれば幅広い年齢、幅広い地域からの委員の募集という内容になると思う。

<菱田委員>

幅広い年齢層や地域ということを入れると本当に5名で足りるのかということになる。

<酒井委員>

すでに偏っているのでバランスはよくなるのではないかな。

<馬場委員>

審議会は執行機関と一体のものとして運営するということを委員長報告に入れて

いただきたい。欠席したことが問題なかったというような委員長報告になるとよくない。

<小川委員長>

欠席したということが出ていないので難しい。委員長報告に関しては正副委員長で調整することとしてよいか。

<了>

<議事調査係長>

指摘要望事項を付けるかどうかも含めて一任ということか。

<小川委員長>

指摘要望事項は付けない。2つの項目に関して委員長報告の中でまとめる。

～ 1 2 : 0 6

5 その他

○議会だよりの掲載事項について

<小川委員長>

議会だよりの掲載事項について意見をいただきたい。今回は1項目しか掲載できないのか。

<事務局主事>

視察レポートがスペースをとるので今回掲載できるのは1項目程度になる。

<小川委員長>

1項目を抽出したい。

<菱田委員>

B C o m e（びーかむ）は入れておいた方がよいのでは。

<小川委員長>

第1号議案の中の母子保健事業経費でよいか。

<了>

<小川委員長>

掲載事項のまとめは正副に一任願う。

○行政視察のまとめについて

<小川委員長>

前回の委員会での意見等を踏まえ、執行部へ提出する提言書及び報告書を正副委員長でまとめた。意見はあるか。

<酒井委員>

提言の2の文末は「重要である。」となっているが3の文末は「重要であると考えらる。」となっている。どちらも「重要である。」としてはどうか。

<小川委員長>

「重要である。」として、他に意見がなければこの内容で決定する。報告書についての意見はないか。

（意見なし）

<小川委員長>

提言書及び報告書は議会運営委員会に報告した後、執行部へ提出するのでご了承願

う。また、議長へ復命書を提出するので、のちほど復命書に押印願う。

○亀岡市環境基本条例について

<小川委員長>

環境基本条例について、前回の委員会で各委員から意見があった。当委員会で環境市民部に問い合わせた内容について事務局から説明を。

<事務局主事>

現在のスタジアム建設予定地が市街化区域に編入される際に都市計画審議会等で議論があったのかという意見について、環境基本条例に基づいて事業者に対して必要な指導、助言を行ったのかどうかを環境市民部に確認した。回答としては、環境基本条例は理念条例であり、指導、助言を行うことに対しての基準がないため行っていないとのことであった。

<小川委員長>

当委員会で問い合わせられる範囲についての回答である。

<酒井委員>

環境基本条例は理念条例であり、規定がないのでしていないということだったが、当委員会としてはそれで済ますわけにはいかない。第三者委員会でも市街化区域に編入する際に治水を含めた議論が十分されているので会議の中では細かく取り上げないということに進んでしまった。都市計画審議会の会議録を見る限り、具体的な事業をするにあたっての議論はされていなかった。規定がないのでできないということであればできるようにすべきではないかと思い、他の市町村の事例を調べた。京都府下で条例のある市町村は、政令市である京都市を除けば亀岡市と城陽市の2市である。城陽市は条文の解説の中に環境影響評価について細かく書いてあるが、亀岡市は定めたままになっており、具体的な規定をきちんと定めることが重要なのではないかと。京都府下では少ないが、大阪府や兵庫県ではいろいろ見つけられた。環境アセスメントの中に交通渋滞を含めているところもある。環境保全専門家会議では自然環境を中心にされている。それが目的の専門家会議なのでそれはそれでよいが、亀岡市としても見なければならぬところを環境アセスメントさせていくことが大事ではないか。自然環境に限ることではなく、市民生活にどう影響があるかということを中心に環境アセスメントできるような定めが亀岡市にも必要である。最低限見ておかなければならぬものを見ないまま進めていくわけにはいかない。当委員会として何らかの手立てを考える必要があるのではないかと。京都府も災害からの安全な京都づくり条例という条例を制定しており、第3章の総合治水対策に治水の話が書かれているが、中身を見ると具体的に何をすることが書かれていない。京都府があつた場所を湧水機能を有する土地と認識しているかどうかは知らないが、実効性のある定めがないのであれば亀岡市がやっていく必要があると思う。喫緊の課題として目の前にある事業についてはどうするのか、期限を定めて進捗状況の報告を受けるなどアクションを起こすべきだと思うが、委員の意見を伺いたい。

<小川委員長>

取り扱いについての意見はあるか。

<馬場委員>

理念条例であるとしても、第11条には市の責務として必要な措置を講ずるといったことや指導、助言を行うといったことが書いてある。理念条例とする意味と具体

的な実効性についての市の考えを共通認識にするために聞いてはどうか。一足飛びにいく状況ではないという感じもする。

<酒井委員>

理念条例とする意味や具体的な実効性を執行部に聞いている場合ではない。執行部はそう主張しているが、しないでは済ませられないということを委員会として言って、目の前に迫っている大きな事業について、期限を定めて答えをいただけるようの方がよいのではないか。高額な費用や手間がかかることではないので、市民が心配する治水や交通渋滞のことを環境アセスメントの中でしていただきたいということは言えるのではないか。

<馬場委員>

理念条例から実行条例という点に加え、酒井委員がおっしゃった亀岡駅北の開発は環境基本条例が適用されるのではないかとということを聞けばよいのではないか。

<酒井委員>

執行部に駅北の開発が対象になるのではないかとということを聞かなくても、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるから大きなお金を払って環境保全専門家会議を開いているので、対象となるに決まっている。市民生活に影響するところをどのように見て、対策をどうするのか、環境基本条例をもとに手続きを定めて早くしていただきたいと言うだけでよいと思う。その前段階で考え方を聞くことがどうしても必要なのか。細かい規定を定めるという流れは今後じっくり取り組めばよいが、目の前に迫っている具体的なことに対して、すぐやってほしいということはいえないのか。

<馬場委員>

それでよいと思う。

<酒井委員>

特に反対がないのであればそれでよいと思う。今後、将来的な事業にもきちんと適用していけるように執行部を呼んで考えを聞きながら進めるというのもありだと思う。まずは当面のことについて、進捗状況を聞く日時を設定した方がよいと思う。

<菱田委員>

今までどのような姿勢で臨んできたのか、過去にそういった行動を起こしたことがあるのかなど、取り組みについて聞きたい。

<酒井委員>

これまでしていなかったということは明らかであり、姿勢については細かい規定がないので行わないということがわかった。取り組みについても今後聞いていけばよいと思う。月例常任委員会の回数を増やして取り組めばよいと思うが、今回の具体的な事業についてはこちらから言えることはあるのではないか。それについても言わなくてもよいということなのか。

<菱田委員>

それについては何も言っていない。

<酒井委員>

話を聞いてからということか。十分明らかになったと思うが。

<菱田委員>

そもそも理念条例はたくさんある。絵に描いた餅でよいのかというのが酒井委員の意見だと思う。1つの事例だけではなく、環境厚生常任委員会として携わる理念条例について、今までどういった対応をしてきたのか。事象が起こった時に要綱等を定めて対応してきたのかどうか、今後どうしていくのか、これは理念条例全てにあ

てはまる。理念条例だからということで終わってしまうのは条例を扱う立場として課題があるので、その部分も含めて聞きたい。

<齊藤委員>

お聞きするのはよいと思う。よく相談される問題として土砂の問題や開発の問題がある。府の認可が多く、市としても説明に困る場合がある。市民説明がしやすいような条例の作り方等を含めて考えていくには理事者側から見た目はどうなのかというところがある。吹田市の条例をみると、開発行為は5ヘクタール以上となっているが、小規模開発の方が逆に問題であり、それで住民との間に挟まれて困ることがある。スタジアムに特化するのではなく、現実を直視してそれに向けた検討をしていくには理事者から説明を受けるのもよいと思う。

<酒井委員>

理事者から説明を受けて一緒に考えていくということは賛成である。それはそれとして、総論は時間かけてすればよいと思うが、駅北全体のところについて、議会として早く事業者にやらせてくださいということを言ってはどうか。それについて反対はあるのか。

<小川委員長>

意見交換もしたいと思うが、駅北開発は実際に進んでいるので、条例に基づいてきちんとしていただきたいということを委員会として言うべきかどうか。

<酒井委員>

条例に基づいてではできないと言っている。そのため、条例に基づいてではなく市民が困るからやっていただきたいということである。駅北土地区画整理事業地をかさ上げしているが、高水敷の土を盛っているという説明では市民は納得できないと思う。市長は雨水の貯留設備の補助金があるということをおっしゃったが、事業者において環境影響評価を事前に行い、きちんと対応していただくようにさせてほしい。

<齊藤委員>

おっしゃることはわかるが、そもそも駅北開発は許可されて進んでいる状態である。市民は早く進めることを望んでいる。

<馬場委員>

亀岡駅北土地区画整理事業地に土砂をうずたかく積んでいることが環境基本条例ではどうなのかということは聞けるのではないか。また、近辺の方々は砂塵に悩まされているので、そのことも含めて聞けるのではないかと思う。

<酒井委員>

早く事業を進めることを望んでおられる方がいらっしゃるの理解する。同時進行でもできるので事業が遅れるというわけではない。後になって何もしておらず、困ったことが起こった時にどうするのかということである。委員の意見は一致していると思うので、これを伝えるかどうかだけである。

<平本委員>

理念条例がどのようなものなのかということも含めて聞かなければ、そもそも論がわかっていないため悩んでいる。

<小川委員長>

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会で、さまざまな影響についても引き続き調査するという事をお聞きした。駅北開発についてはどのように進めるか。各委員の意見はどうか。

<酒井委員>

目の前の迫っている事業については期限を切って報告を受け、全体的な話は月例常任委員会ですという２本立てでよいと思う。

<小島委員>

喫緊の課題が目の前にあるが、まずはこれが理念条例でよいのかどうか、執行部を呼んで取り組むことも大事なのではないかという思いもある。

<酒井委員>

理念条例とは何かということをしつくり勉強した後で目の前の具体的なことについて取り組みたいということか。それが先でなければならないのか。

<小島委員>

残土問題や、今回の本会議でも質問のあった開発行爲において環境基本条例はどこまで行使されているのか、条例が制定されてから意味があったのか、という疑問の中で、要望を含めてやっていかなければならないという思いがある。

<酒井委員>

具体的なことについては先に言うということを確認したいだけである。

<小島委員>

スタジアムについては京都スタジアム（仮称）検討特別委員会がある。都市計画については産業建設常任委員会になるが、当委員会で動けるのかという思いがある。

<酒井委員>

先ほども少し説明したが、京都スタジアム（仮称）検討特別委員会では土地区画整理事業とは関係ないので切り離して進めると確認されていた。京都府の公共事業評価第三者委員会でも治水については土地区画整理事業用地の問題だからということで見ない。どこも見なくてそのまま進んでしまっただけということである。所管が気になるので後でよいとおっしゃる方が多ければそうなるが、環境厚生常任委員会としては関われるポイントがあるのだから関わっておけばよいのではないのか。

<馬場委員>

亀岡駅北土地区画整理事業地について、本市の環境基本条例からどう検討されているのかなど、具体的な問題に絞って期限を切り回答を求めればよいと思う。

<酒井委員>

環境基本条例からどう検討がされているかということではなく、環境アセスメントをやっていただきたいということである。齊藤委員がおっしゃっていたことについても当委員会で扱えると思う。今後、環境基本条例に書いてある環境アセスメントについて具体的な仕組みをつくる時に、執行部から意見を聞き、こちらからも意見を言うということは今後じっくりすればよい。両方するという事で特に反対はないのであればまとめていただきたい。

<菱田委員>

駅北開発については産業建設常任委員会が所管である。それについて環境基本条例にひっかけて取り扱うということだと思うが、まず、駅北開発については一定の手続きがなされて不法行為はないように見受けられる。また、まちづくりについて行政任せではなく、地権者が力を合わせて開発をされているように理解している。その２つの理由からそれだけをピックアップするのはどうかと思う。それよりも先ほども言ったように環境基本条例に基づいて今までどのようなことをやってきたのかということを確認し、その中で駅北開発について問題があるならピックアップして指摘をしていかなければならないと思う。

<酒井委員>

駅北土地区画整理事業に不法行為がないことや手続きをきちんと踏んでいるということはわかっているが、環境基本条例に書いてある環境アセスメントはされていないということである。それは確認できたので当委員会として言うべきである。この事業1件だけを取り上げてとおっしゃったが、目の前に迫っていて私たちもこの条例を認識したので言わなければならない。大きなことについては今後ゆっくりやっていくということで別に所管を超えることはないと思う。駅北開発が違法であるとか悪いことがされているとは言っていないが、市民が困らないように見ていくことが推進を応援する立場からも当たり前のことだと思う。全員が意思表示していただきたい。

<小川委員長>

委員会から環境アセスメントの実施を執行部に求める委員は挙手をお願いしたい。

[挙手 少数 (賛成 酒井、馬場)]

<小川委員長>

今回に関しては求めないこととする。今後のこともあるので、今までどのような検討をしてきたか、具体的な事業に対して執行部の考えを聞くということでまとめる。

<酒井委員>

今後しっかりやっていくということはよいと思う。反対だった方の理由を今後の対策のためにお聞きしたい。

<小川委員長>

挙手ということをしたので先に進めさせていただく。

○議会報告会の意見対応について（４月２３日開催分）

[委員長から意見・要望などの概要及び当日回答内容を報告、対応を協議]

・ １：参 考

○次回の月例開催について

<小川委員長>

７月１４日午後１時３０分からとする。今後月例会以外も視察や執行部との意見交換などの方向性について計画を立てたいと思うのでよろしくお願いしたい。次回の委員会は６月２６日（月）委員長報告の確認などを行う。

散会 ～ １２：４０